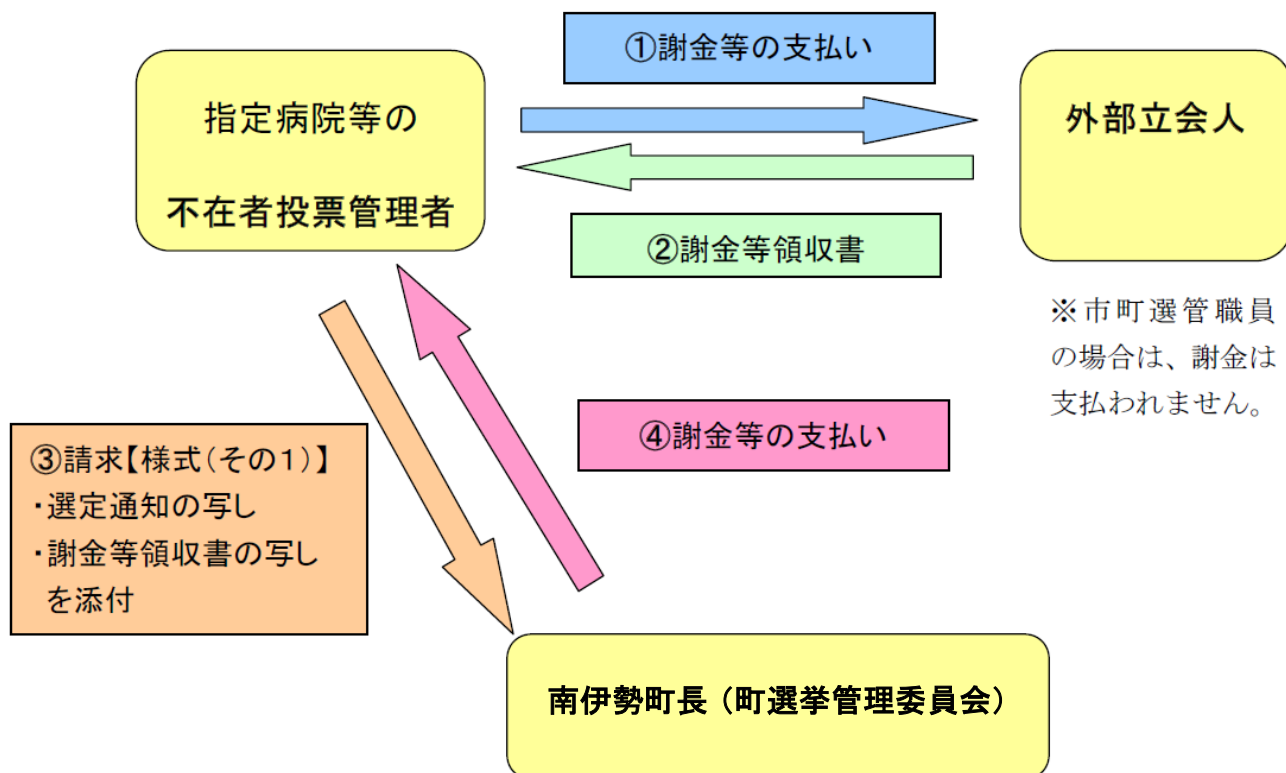


## 指定病院等における不在者投票の外部立会人に係る事務の流れ

### 〔経費の支払い〕

- 不在者投票管理者が外部立会人を選任する場合



- ① 不在者投票管理者⇒外部立会人  
立会時間に応じて謝金等の支払い。
- ② 外部立会人⇒不在者投票管理者  
謝金等の領収書を渡す。
- ③ 不在者投票管理者⇒町長  
謝金等の請求書の提出（市町選管発行の選定通知の写し、謝金等領収書の写しを添付）。
- ④ 町長⇒不在者投票管理者  
謝金等の支払い。

外部立会人を投票に立ち合わせるために要する経費（謝金・旅費）支払いの考え方

○1回あたりの従事時間が7時間以下の場合

$$10,700円 \times \text{従事時間数} / 8.5$$

※ 従事時間数について1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げ

【例】2時間10分立ち会いをした場合（3時間として計算）

$$10,700円 \times 3 / 8.5 = 3,776円 \text{（1円未満は四捨五入）}$$

○1回あたりの従事時間が7時間を超える場合

$$10,700円$$